

各種応援制度における応援対象業務の確認・整理

総務省自治行政局公務員課応援派遣室

各種応援制度における応援対象業務の確認・整理

【基本方針】

- 「応急対策職員派遣制度」の主な支援対象業務である災害マネジメント支援や、避難所運営、罹災証明書の交付業務を基本対象業務としつつ、南海トラフ地震発生時においては、基本対象業務以外の業務について必要な協力が求められることもあり得ることから、求めに応じて可能な範囲で柔軟に対応ができるよう、基本対象業務以外に想定される業務について整理・確認を行う。

(参考) 応急対策職員派遣制度に関する要綱 (抄)

第2章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項

(基本的な事項)

第3条 本制度の基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ～ (3) 略

(4) 本制度に基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであること。

(ア) 災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、本制度以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。

(イ) 被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。

各種応援制度における応援対象業務の確認・整理

【一例】京都府の災害時応急対応業務マニュアル全体像

(京都府の「地域防災の見直し部会 (令和元年5月9日)」資料より)

資料2-2

京都府災害時応急対応業務マニュアル全体像

	(準備段階) 内は住民等の意識啓発	初動段階 (発災当日中)	応急段階		復旧段階
			1~3日後	3日~1週間後	1週間~1か月後(又は数か月後)
1. 災害対策本部の組織・運営	庁舎の耐震化、代替施設の確保 災害対策本部設置・運営訓練	災害対策本部設置 (代替庁舎確保) 本部会議の公開 記者会見の実施	国・県・市町村等の 合同による会議		行政職員のこころのケア
2. 通信の確保	衛星携帯電話の確保、住民と連携した使用訓練 代替通信手段の検討	情報通信の疎通状況確認	孤立集落等への通信手段の確保		
3. ハザード情報・避難情報の伝達等	防災行政無線のデジタル化	地震(余震)情報、津波情報、避難勧告・指示等に関する情報提供			
4. 被害情報等の収集・報告	情報収集項目の事前整理 情報収集(トリアージ)体制の整備	被害状況に関する 情報収集 情報処理(トリアージ)		企業等の被害情報収集	
5. 応援・受援	応援職員の担当業務の整理 応援協定の締結及び訓練 ヘリコプター離着陸場確保	連絡窓口、受入れ体制確保(駐車場、 燃料、災対本部内の事務スペース等)	都道府県及び周辺市町村の応援受入れ		
6. 広報活動	特別な配慮が必要な方への多様な 情報伝達手段を確保	住民への広報(被害情報、避難 所、物資、ライフライン等)	応急危険度判定の周知	被害認定調査、罹災証明の 発行に関する広報	イベント、キャン ペーン等の周知
7. 救助・救急活動	医師、保健師等の連携体制確保	死傷者の捜索、 救出救助 救護所の設置 医療チーム派遣要請	遺体の安置、 火葬		
8. 避難所等、被災者の生活対策	避難所施設の耐震化 住民と連携した避難所運営訓練	避難所安全確認、 避難者受入れ	衛生環境の確保、エコノ ミークラス症候群の防止	避難所の環境整備(配慮の必要 な人や女性の視点を考慮)	ニーズ調査 避難所の統廃合、 閉鎖
9. 特別な配慮が必要な人への対策	特別な配慮が必要な人への理解 配慮が必要な人の把握、支援体 制検討	福祉避難所やホテル・旅館および専門 的なスタッフ等の確保 安否確認、必要な支援の確認・提供	チェックリスト等を用いた生活不活発病の防止 多様な情報提供手段による広報 被災者のこころのケア	災害関連死の防止	
10. 物資等の輸送、供給対策	物流業者等との協定 地域完結型の備蓄	物資支援 要請	物資拠点 確保 個人からの物資受 入れ方針を広報	給水の実施 物資拠点の要員確保	
11. ボランティアとの協働活動	社会全体でのボランティア活動への理解 社協職員等への研修 NPO団体等との事前検討	ボランティア受入れ 体制の確保、周知	社協職員や専門家等 の派遣要請 被災者ニーズ把握	移動手段や宿泊場所等の準備 地域コミュニティによる支援体制の確保支援	
12. 公共インフラ被害の 応急処置等	(ハザードマップにより、事前に土砂災害発 生の危険性を周知し、訓練等を実施) 耐震化の着実な実施 道路啓閉等の体制の検討・確保	避難勧告等の準備 専門家と連携し、インフラ被害、 土砂災害発生箇所等の点検	道路啓閉 立入禁止措置や避難の実施	土砂災害発生箇所監視 管理者が避難した地区の家畜や 冷凍冷蔵品の移動等	
13. 建物、宅地等の応急危険度判定	(応急危険度判定、罹災証明の意 味について一般への理解促進)	応急危険度判定士の応援要請	応急危険度判定の実施		
14. 被害認定調査、罹災証明の発行			被害認定調査の応援要請	被害認定調査の実施、罹災証明の発行手続き	
15. 仮設住宅	仮設住宅の建設候補地、空き家情報の事前把握 地域で配慮が必要な人に適した仕様の検討		仮設住宅必要戸数の算出	仮設住宅建設地の決定 空き家情報の広報	配慮が必要な人の配 慮内容、人数の確認 「みなし仮設」受け付け
16. 生活再建支援	被災者支援台帳等のフォーマット 等について事前検討	義援金受け付け	住民向け相談窓口の設置 (多様な専門家と連携)	生活資金の 貸付 ・義援金(一次)配 分方法の検討	被災者生活再建支 援金の周知、受付 被災企業等の事業 再開相談等
17. 廃棄物処理	仮置き場等の候補地選定 廃棄物発生量の事前検討		災害廃棄物処理計画の策定	がれき仮置き場の確保	他の市町村や民間業者等の協力に よる災害廃棄物の処理

応急対策職員派遣制度の基本対象業務

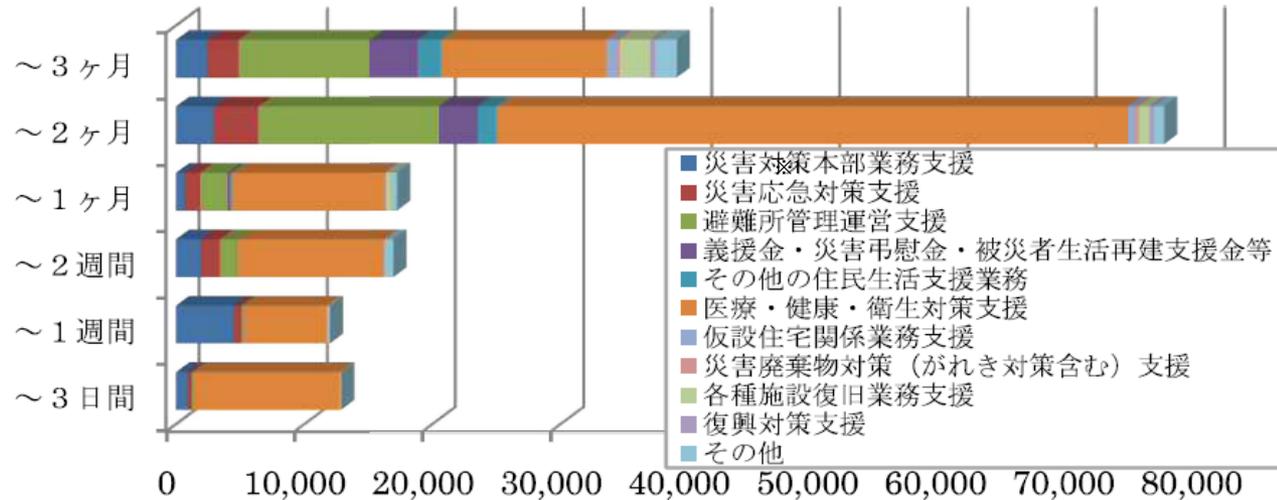
※対応の終了時期は、災害の規模等によって異なる

過去災害における応援職員の派遣状況

◇ 東日本大震災における職員派遣の状況

(出典:「東日本大震災における全国知事会の活動(平成24年7月)」全国知事会)

被災地への職員派遣(短期)の状況(総括)



※1 総括は国(各省庁), 全国知事会, 個別調整(全国知事会経由以外), その他(各種団体等)の合計。

東日本大震災における人的・物的応援の状況及び広域応援に係る課題等についての書面調査結果(人的応援)(要約※2)

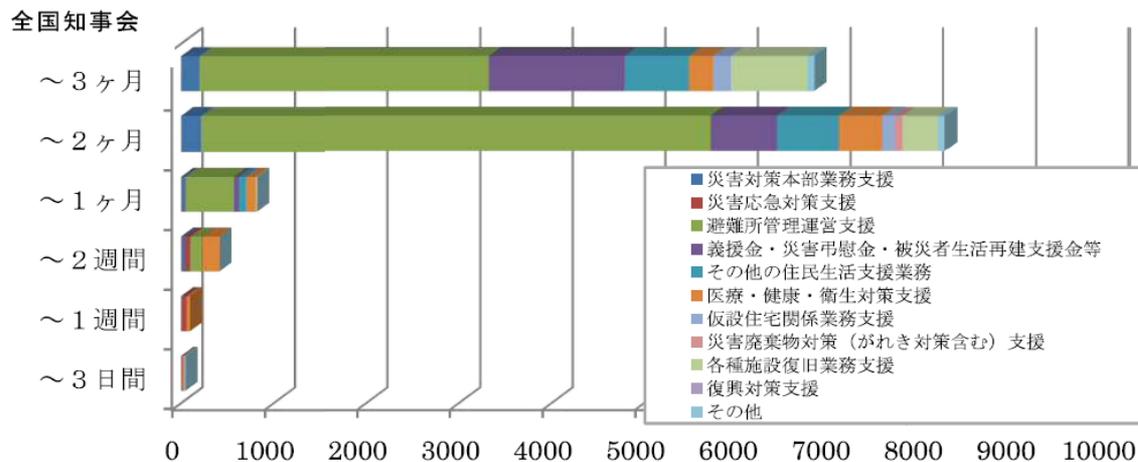
- 全体として、発災から1ヶ月間はDMA Tや医療救護班、避難所等における保健衛生活動など、医療・健康・衛生対策に関する業務が占める。
- 発災3日目以降は、災害対策本部業務支援や災害応急対策支援(施設の応急復旧支援、給水支援等)、避難所管理運営支援などの派遣も増加。
- 発災1ヶ月以降も、医療・健康・衛生対策支援の派遣が最も多く、避難所管理運営支援や義援金・災害弔慰金・被災者生活再建支援金の支給など、被災者の生活再建に係る業務支援の派遣も増加。
- 発災3ヶ月目になると、各種施設復旧業務支援の派遣が増加(復旧・復興に向けた動きが本格化)。

※2 上記は事務局(応援派遣室)で要約したものであり、実際の記載内容と異なることに留意(以下同じ)。

各種応援制度における応援対象業務の確認・整理

◇ 東日本大震災における職員派遣の状況（続き）

被災地への職員派遣（短期）の状況（調整主体別）

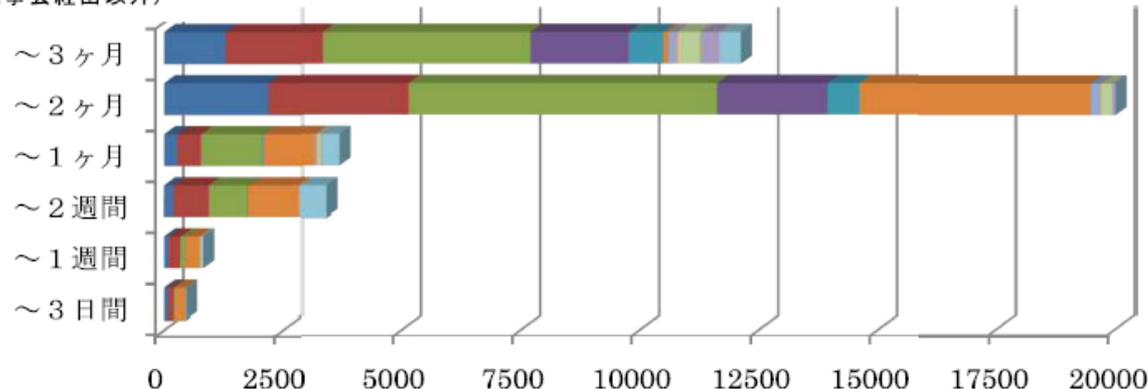


【全国知事会】

- 全国知事会が調整を行った派遣は、発災1ヶ月経過後からの避難所管理運営支援業務に関する派遣が大部分を占める。
- 「人的支援調整方針」において「国において派遣調整が行われていない分野について被災県の要請内容を踏まえ積極的に調整する」との方針に基づき、それまで広域的な調整が行われていなかった避難所管理運営支援業務や業務について調整を行った結果である。

個別調整

(知事会経由以外)

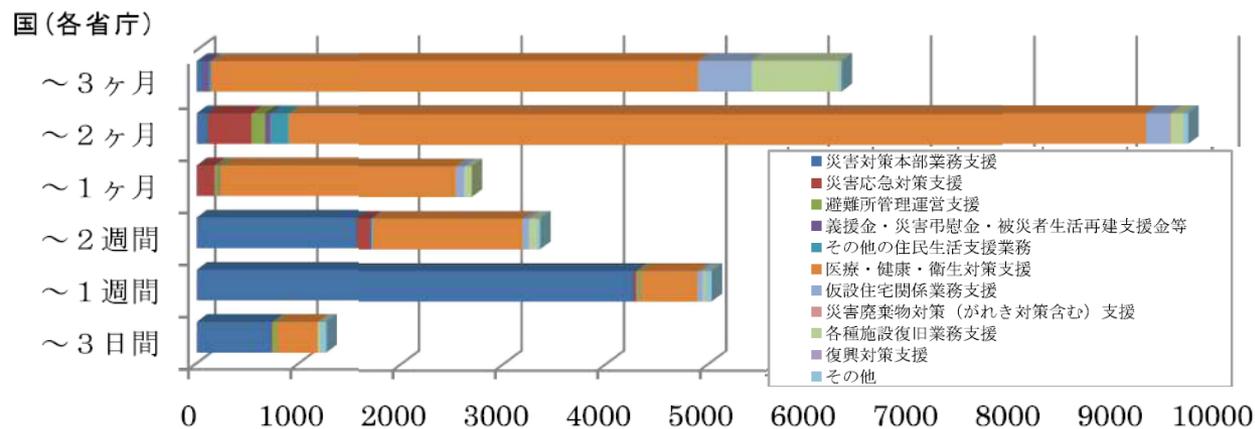


【個別調整】

- 「個別調整」は、全国知事会を経由せず、直接被災県と調整が行われた派遣。その数は発災1ヶ月を経過した後から、医療・健康・衛生対策業務のほか、避難所管理運営支援や義援金・災害弔慰金・被災者生活再建支援金の支給などの被災者の生活再建に係る業務支援などに派遣。

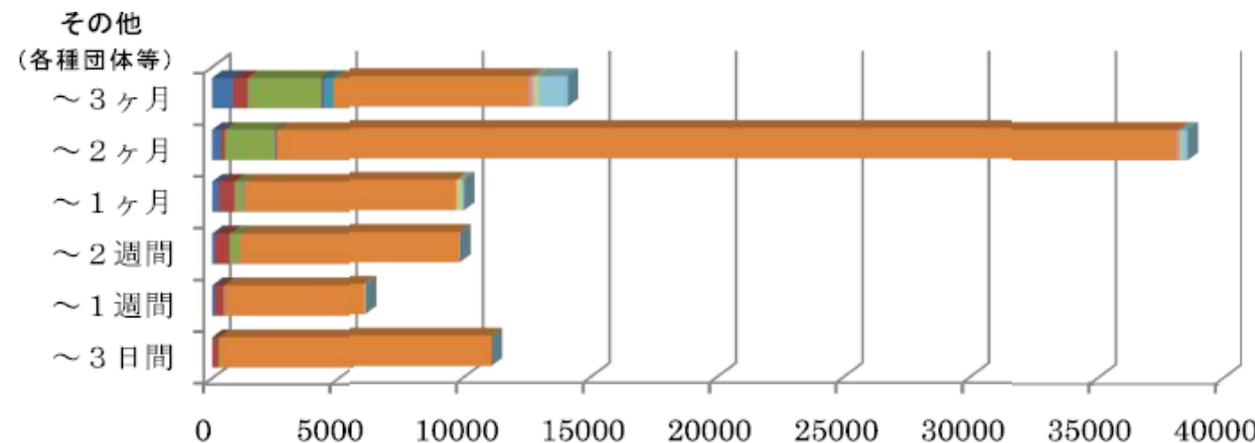
各種応援制度における応援対象業務の確認・整理

◇ 東日本大震災における職員派遣の状況（続き）



【国（各省庁）】

○ 国は、発災3日目～1週間までの間に約4千人日の職員派遣を行っているが、その殆どが甚大な被害により行政機能が喪失した市町村への災害対策本部業務支援。発災2週間目以降になると、医療・健康・衛生対策業務に関する支援の割合も大幅に増加。



【その他（各種団体等）】

○ 調整主体が「その他」であるものの大部分が、各チームを通して医療・健康・衛生対策に関する業務であり、その多くは、医師会や病院協会、地元大学医学部等が調整を行った派遣。

各種応援制度における応援対象業務の確認・整理

◇ 熊本地震における職員派遣の状況

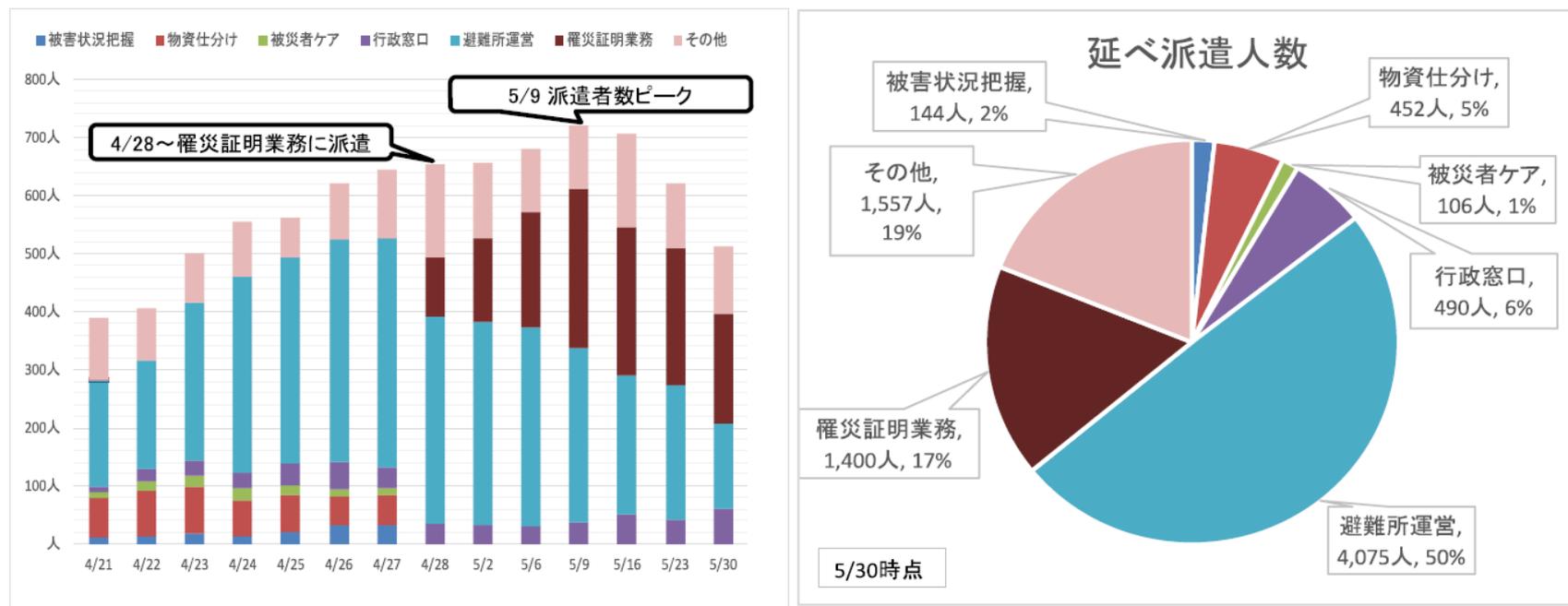
(「地方公共団体の受援体制に関する検討会(第1回)」資料6より(主催:内閣府(防災)))

熊本地震における職員派遣状況(熊本市除く。)

資料6

- 職員派遣のピークは発災から約3週間後の5/9。
- 避難所運営は初期段階から多数派遣。
- 発災初期は物資仕分けに多数派遣。
- 発災約2週間後、罹災証明業務(受付・調査)に職員派遣。その後増加。

＜九州・山口9県、関西広域連合、全国知事会、静岡県等との協定に基づく職員派遣状況＞



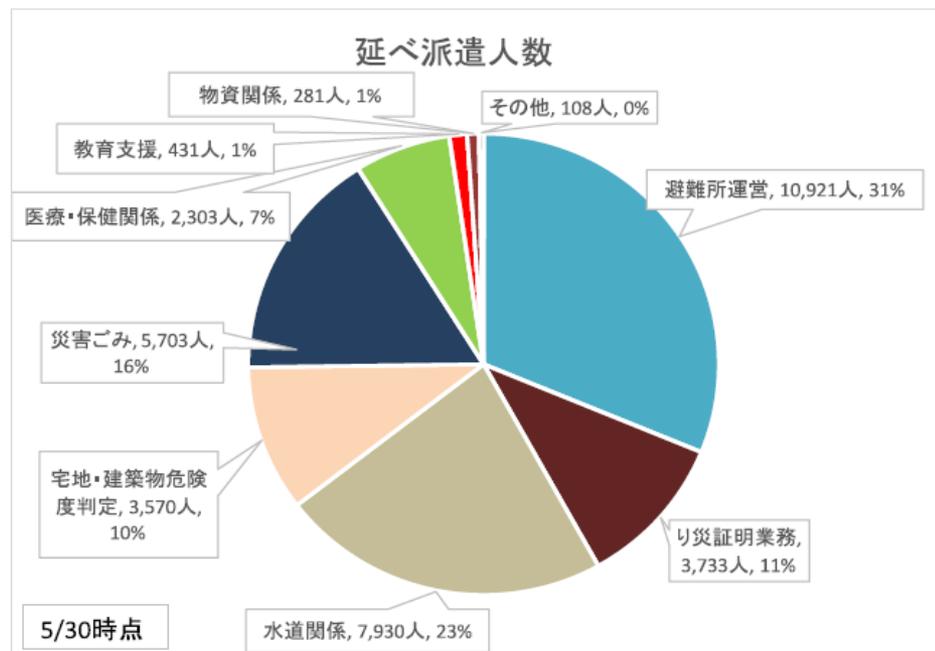
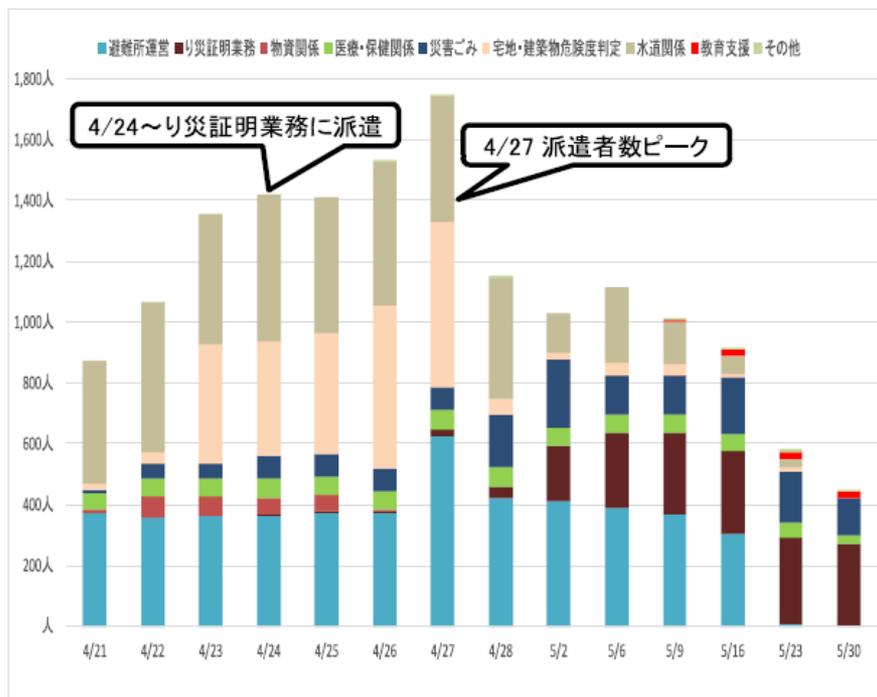
※省庁等が調整して派遣した技術職等含まず。 ※その他は主にリエゾン

◇ 熊本地震における職員派遣の状況（続き）

熊本地震における職員派遣状況（熊本市）

- 職員派遣のピークは発災から約2週間後の4/27。
- 避難所運営、水道関係は初期段階から多数派遣。
- 宅地・建築物危険度判定は発災1週間～2週間後が大きな山。
- 災害ごみは発災当初から派遣あり、その後、遞増。

<21大都市及び指定都市市長会等との協定に基づく職員派遣状況>



各種応援制度における応援対象業務の確認・整理

(参考) 北海道胆振東部地震における関係機関等からの応援派遣

(「厚真町・安平町・むかわ町 平成30年北海道胆振東部地震記録誌」より)

厚真町 (震度7)

安平町 (震度6強)

支援機関等		延べ人数	支援内容等
国	国土交通省	880人	北海道開発局
			気象庁
	総務省		北海道総合通信局
			厚生労働省
	環境省		移動電源車、簡易無線機、ラジオ、臨時災害放送局用設備通信機器貸与、情報収集用ラジオの貸与等
DMAT(災害時医療)・DPADの派遣(心のケア等)、保健師の派遣			
北海道内		6,480人	災害廃棄物現地支援チームの派遣
対口支援等	北海道	1,530人	リエゾンの派遣、避難所運営、り災証明書交付
	道内市町村	1,337人	土木・上下水道技術支援、応急水道、物資・環境業務
	青森県 山形県 福島県	災害対策本部運営支援、避難所運営支援(運営アドバイス、運営支援等)、り災証明証書交付業務支援	
警察	7,400人	人命救助、交通対策、治安維持 ※北海道警察から約3,800人、道外から特別派遣として約3,600人が厚真町を含め、道内における救助・救出、交通対策、治安維持に従事	
消防	4,669人	緊急消防援助隊(秋田、青森、岩手、宮城、東京都)の派遣、人命救助・救護、	
自衛隊	陸上自衛隊	14,359人	人命救助、道路啓開、給水・入浴・給食・輸送支援
	航空自衛隊		人命救助、道路啓開、給水支援
	海上自衛隊		物資供給・入浴・給食支援
合計		30,165人	

支援機関等		延べ人数	支援内容等
国土交通省		318人	TEC-FORCE 派遣(9月6日～10月9日) 被災状況調査、公共土木施設災害復旧の技術支援、橋梁緊急点検、気象情報提供など
北海道内	北海道	1,362人	平成30年9月6日～平成31年1月18日 災害対策本部運営支援28人、避難所運営支援1,184人、り災証明証書交付支援70人、リエゾン派遣80人
	道内市町村	1,023人	平成30年9月6日～平成31年1月18日 り災証明証書交付支援、被災家屋調査等
	短期派遣	5人	建設課1人(災害復旧 北海道) 税務住民課3人(災害廃棄物担当 北海道) 水道課1人(災害復旧 恵庭市)
	中長期派遣	5人	総務課復興・生活再建支援室1人 (北海道 平成30年11月5日～令和3年3月31日) 建設課1人(帯広市 平成31年1月7日～3月31日) 水道課1人(釧路市 平成31年1月15日～3月31日) 健康福祉課1人(函館市 平成31年4月1日～令和2年3月31日) 建設課1人(北海道 平成31年4月1日～令和3年3月31日)
	その他	228人	日本水道協会北海道地方支部(道内11市) 調査隊12人(9月8日～9月11日) 応急給水100人(9月8日～9月25日) 応急復旧116人(9月8日～9月29日)
対口支援等	岩手県	771人	9月6日～10月7日 災害対策本部運営支援51人、避難所運営支援291人、り災証明証書交付支援380人、リエゾン派遣49人
	新潟県	500人	9月6日～10月7日 災害対策本部運営支援54人、避難所運営支援9人、り災証明証書交付支援432人、リエゾン派遣5人
	その他	2人	新潟大学 田村教授(危機管理室) 富山大学 井ノ口准教授(都市デザイン学部) 専門的助言、現地支援
自衛隊	1,809人	給水590人(9月6日～9月29日:183.7t) 給食466人(9月6日～10月14日) 入浴526人(9月9日～10月4日:入浴者3,697人) 輸送(物流を含む)227人(9月10日～10月14日)	

※支援者の人数が判明している機関のみ記載

※支援者の人数が判明している機関のみ記載

各種応援制度における応援対象業務の確認・整理

(参考) 北海道胆振東部地震における関係機関等からの応援派遣 (続き)

むかわ町 (震度6強)

支援機関等		延べ人数	支援内容等
国土交通省		190人	TEC-FORCE 派遣(9月6日~10月9日) 被災状況調査、公共土木施設災害復旧の技術支援、橋梁緊急点検、気象情報提供など
北海道内	北海道	1,618人	平成30年9月6日~平成31年1月18日 災害対策本部運営支援27人、避難所運営支援1,371人、り災証明証交付支援65人、リエゾン派遣155人
	道内市町村	1,190人	平成30年9月6日~平成31年1月18日 り災証明証交付支援、被災家屋調査等
	中長期派遣	19人	北海道4人 計画策定(復興計画、まちなか再生計画)、災害復旧(漁港、土木) 苫小牧市4人 災害復旧(公共施設、下水道) 室蘭市1人 災害復旧(土木) 登別市1人 災害復旧(商業) 千歳市1人 災害復旧(下水道) 旭川市3人 災害復旧(土木)、生活再建支援 釧路市2人 災害復旧(土木) 遠軽町3人 災害復旧(土木、下水道)
	北海道立総合研究機構研究本部	1団体	むかわ町復興計画策定支援 むかわ町まちなか再生計画策定支援
対口支援等	秋田県	199人	9月6日~10月7日 災害対策本部運営支援75人、避難所運営支援84人、り災証明証交付支援34人、リエゾン派遣6人
	宮城県	298人	9月6日~10月7日 災害対策本部運営支援48人、避難所運営支援9人、り災証明証交付支援232人、リエゾン派遣9人
	鳥取県倉吉市	6人	9月13日~9月15日 証明証交付支援6人
その他(姉妹都市)	富山県砺波市	83人	9月8日~9月26日 リエゾン派遣31人、保健師52人
その他(にっぽん恐竜協議会)	兵庫県丹波市	36人	9月11日~9月24日 避難所運営支援ほか36人
	兵庫県丹波篠山市(旧:篠山市)	36人	9月11日~9月24日 避難所運営支援ほか36人
	熊本県御船町	42人	9月9日~9月24日 リエゾン派遣14人、証明書交付支援28人
自衛隊		4,664人	9月6日~10月12日 給水・給食・入浴支援、物資輸送 車両958台

※支援者の人数が判明している機関のみ記載

地方公共団体からの短期の応援派遣 (支援業務別に再集計)

【厚真町】延べ人9,347人

- ・リエゾン派遣、避難所運営、り災証明書交付 (北海道庁) 6,480人 (69.3%)
- ・土木・上下水道技術支援、応急給水、物資・環境業務 (道内市町村) 1,530人 (16.4%)
- ・災害対策本部運営支援、避難所運営支援、り災証明書交付業務支援 (対口支援) 1,337人 (14.3%)

【安平町】延べ人3,889人

- ・り災証明証交付支援等 (被災家屋調査を含む) 1,905人 (49.0%)
- ・避難所運営支援等 1,484人 (38.2%)
- ・水道関係 (応急給水・応急復旧等) 228人 (5.9%)
- ・リエゾン派遣 134人 (3.5%)
- ・災害対策本部運営支援 133人 (3.4%)
- ・災害復旧、災害廃棄物 5人 (0.1%)

【むかわ町】延べ人3,508人

- ・り災証明証交付支援等 (被災家屋調査を含む) 1,555人 (44.3%)
- ・避難所運営支援等 1,536人 (43.8%)
- ・リエゾン派遣 215人 (6.1%)
- ・災害対策本部運営支援 150人 (4.3%)
- ・保健師派遣 52人 (1.5%)

各種応援制度における応援対象業務の確認・整理

(参考)平成30年7月豪雨における岡山県倉敷市に対する他の自治体からの災害派遣
(平成30年7月豪雨災害から復興への記録より)

1 短期応援職員派遣 (平成30年7月から10月)

[支援内容別派遣人数]

	支援内容	自治体数	延べ人員数
1	避難所運営 (運営支援)	141 都県市区町村	8,883 人
2	避難所運営 (健康管理)	24 県市町	2,646 人
3	支援物資の拠点運営	14 県市町	744 人
4	り災証明事務等	75 都県市町区	915 人
5	みなし仮設住宅申請受付	6 県市	308 人
6	応急仮設住宅の建設支援	1 市	30 人
7	被災者支援金業務等	5 都県市	272 人
8	被災者支援システム	1 市	1 人
9	土木・農林施設等災害復旧業務	5 県市町	111 人
10	ため池緊急点検	1 県	14 人
11	災害廃棄物処理等	26 県市町	4,879 人
12	生活支援業務 (給水)	27 府県市町・用水供給企業団	757 人
13	生活支援業務 (入浴)	1 市	34 人
14	税減免等業務	1 町	44 人
15	保健所運営支援	4 府県	223 人
16	ボランティアセンター運営支援	3 市	139 人
17	教育支援	1 県	158 人
18	動物管理	1 県	13 人
19	広報活動	4 県市	128 人
20	消防	22 都県市・消防本部	2,112 人
21	災害対策本部支援 (運営支援)	4 市	60 人
22	災害対策本部支援 (連絡)	4 市	126 人
23	情報連絡派遣	4 都県市	235 人

支援業務 (延べ人数順)

・避難所運営 (運営支援)	8, 883 人 (38.9%)
・災害廃棄物処理等	4, 879 人 (21.4%)
・避難所運営 (健康管理)	2, 646 人 (11.6%)
・消防	2, 112 人 (9.3%)
・り災証明事務等	915 人 (4.0%)
・生活支援業務 (給水)	757 人 (3.3%)
・支援物資の拠点運営	744 人 (3.3%)
・みなし仮設住宅申請受付	308 人 (1.3%)
・被災者支援金業務等	272 人 (1.2%)
・情報連絡派遣	235 人 (1.0%)
・保健所運営支援	223 人 (1.0%)
・教育支援	158 人 :
・ボランティアセンター運営支援	139 人 :
・広報活動	128 人
・災害対策本部支援 (連絡)	126 人
・土木・農業施設等災害復旧業務	111 人
・災害対策本部支援 (運営支援)	60 人
・税減免等業務	44 人
・生活支援業務 (入浴)	34 人
・応急仮設住宅の建設支援	30 人
・ため池緊急点検	14 人
・動物管理	13 人
・被災者支援システム	1 人
計	22, 832 人

(参考) 避難所運営

○ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（抄）

（平成25年8月（平成28年4月改定）（令和4年4月改定）内閣府（防災担当））

【運営主体の班構成の参考例】

班名	役割
調整班	各班の業務の調整
情報班	市町村等との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	食料配給、炊き出し
物資班	物資の調達・管理、配給
環境班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃
保健班	被災者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡回警備班	避難所の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の生きがいくりのための交流の場の提供
ボランティア班	ボランティアの要請、調整

6 応援体制の整備

(1) 応援要請

- ① 被災市町村の職員のみでは救助要員が不足する場合には、速やかに都道府県に対し、避難所を運営する職員の他、要配慮者の状態等を鑑み、介護を行う者（ホームヘルパー等）、手話通訳者、通訳介助者等の必要な職員の応援派遣を要請すること。
- ② 医師、歯科医師、看護師等の医療関係者や、社会福祉士等の専門職種については、別途、全国単位や都道府県単位で職能団体が独自の人的支援スキームを設けているものもあることから、都道府県と連携し、これらを適切に活用し、対応することが望ましいこと。

(2) ボランティアとの連携

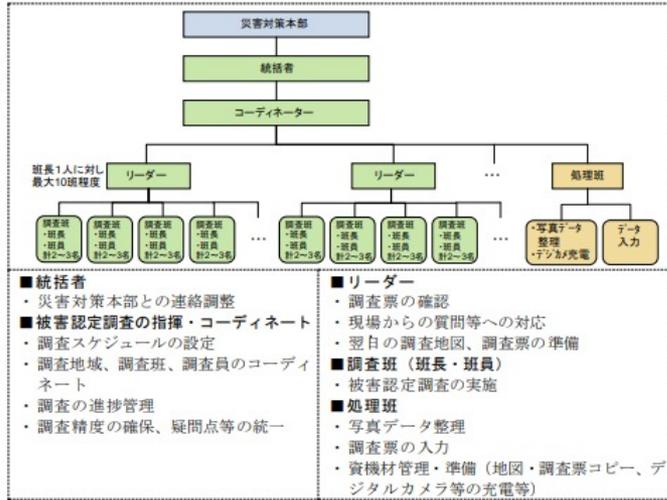
- ① 被災者への救援物資の配布、避難所の運営や炊き出し、要配慮者の安否確認やきめ細かな在宅生活支援等、災害時においてボランティアが果たす役割は極めて大きいことから、ボランティアと積極的に連携すること。
- ② ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、ボランティアの行政窓口とボランティア活動の連絡・調整（コーディネート）組織を明確に定め、その周知を図ること。
- ③ 避難所運営委員会（仮称）や同委員会が実施する避難所運営会議にボランティアやボランティア団体等に参加を促すなど、平時から顔の見える関係を構築すること。
- ④ ボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会、NPO・NGO・ボランティア団体等と連携し、刻々と変化するボランティアニーズについて把握し、活動者に的確な情報を提供すること。
- ⑤ 避難者自身にも、ボランティア活動に参加するよう呼びかけること。

※ 下線については応援派遣室にて引いている。

(参考) 住家被害認定調査業務

○災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き (抄) 令和5年3月内閣府 (防災担当)

(参考) 体制と業務分担例 災害規模の大きい場合 (投入人数が多い場合)



第2章 被害認定業務の実施体制の整備

2. 調査体制の構築

④★応援職員の要請・受入

庁内のみでは必要な人員を確保できない場合、**a)他の地方公共団体、
b)民間団体等へ応援を依頼します。**
(中略)

6. ★被害認定調査に関する受援

②応援の要請

応援要請は、各地方公共団体における「受援計画」に定める方法に沿って行います。通常は、被害認定調査を担当する部署から危機管理部門や人事部門等の庁内全体の応援要請の窓口となっている部署に対し、必要な人員等の情報を伝達し、庁内全体の窓口となっている部署が意思決定者の承認のもと、他の地方公共団体や民間団体に要請を行います。

◇他の地方公共団体に応援を要請する場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度」の活用等を念頭において都道府県へ応援要請するほか、都道府県内における相互応援協定にもとづく応援要請や地方公共団体が独自に締結している協定に基づく応援要請を活用する場合があります。

◇また、過去には、被災経験を有する団体への要請や、被災経験を有する団体からの申し出等により受援を実施した例もみられます。

◇民間団体について、過去の災害では、建築士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等の専門家などに対し、要請を実施した例が見られます。事前に協定を締結している場合は当該協定に基づいて要請しているほか、他の地方公共団体からの紹介や、民間団体側からの支援申し出に基づいて受援を実施している例があります。

※ 下線については応援派遣室にて引いている。

災害時における応援派遣の主な仕組み（初動・応急期等）

区分	派遣チーム・ルール等	活動の一例	主な関連団体
救助等	災害応援部隊 （自衛隊）	遭難者等の捜索救助、避難の援助、道路啓開、救護、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水、危険物の保安及び除去 等	防衛省
救助等	警察災害派遣隊 （都道府県警）	被災者の救出救助、緊急交通路の確保、検視、身元確認、行方不明者の捜索、警戒・警ら、交通整理・規制、相談対応、パトロール 等	警察庁
救助等	緊急消防援助隊 （消防本部）	消火活動、要救助者の検索、救助活動 等	消防庁
公共土木	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（地方整備局等）	公共土木施設の被災状況の把握、排水ポンプ車の排水による被害の発生防止、建築物の倒壊等の二次災害防止、災害申請支援 等	国土交通省
公共土木	災害復旧技術専門家派遣制度	公共土木施設に被害が発生した際に、被災自治体から要請に応じ、災害復旧にかかる技術的な助言な支援・助言ができる災害復旧技術専門家を派遣	国土交通省、公益社団法人全国防災協会
水道	日本水道協会会員水道事業者による地震等緊急時相互応援体制	応急給水活動、応急復旧活動、施設復旧等への技術的助言、応急給水・復旧に必要な物資・資機材等の提供 等	公益社団法人日本水道協会、厚生労働省
下水道	下水道事業における災害時支援に関するルール	災害実態の調査から復旧方針の検討支援、被災施設における運転手法のアドバイス、災害査定の立会、災害復旧工事の発注・施行管理等	公益社団法人日本下水道協会、国土交通省等
農地	農林水産省サポート・アドバイス・チーム（MAFF-SAT）（地方農政局等）	農地、農業用施設の箇所・面積の把握や被害額の算出等の支援、被災した農地、農業用施設の応急対策の実施や災害復旧計画の工法の検討等に関する技術支援	農林水産省
農地	農業災害復旧専門技術者の派遣	農業被害が発生した際、被災自治体からの要請に応じ、農地・農業用施設等の被害状況の把握、応急対策・災害復旧に係る技術支援を行う専門技術者を派遣	全国土地改良事業団体連合会（全国水土里ネット）
通信	総務省・災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）（地方総合通信局）	情報通信サービスに関する被害状況の把握、関係行政機関・事業者等との連絡調整、地方公共団体に対する技術的助言や移動電源車の貸与等の支援	総務省（本省、総合通信局及び沖縄総合通信事務所）
災害マネジメント	総括支援チーム	被災市区町村長への助言、幹部職員との調整、応援派遣ニーズの把握等のマネジメント支援	総務省、地方三団体、指定都市市長会

災害時における応援派遣の主な仕組み（初動・応急期）

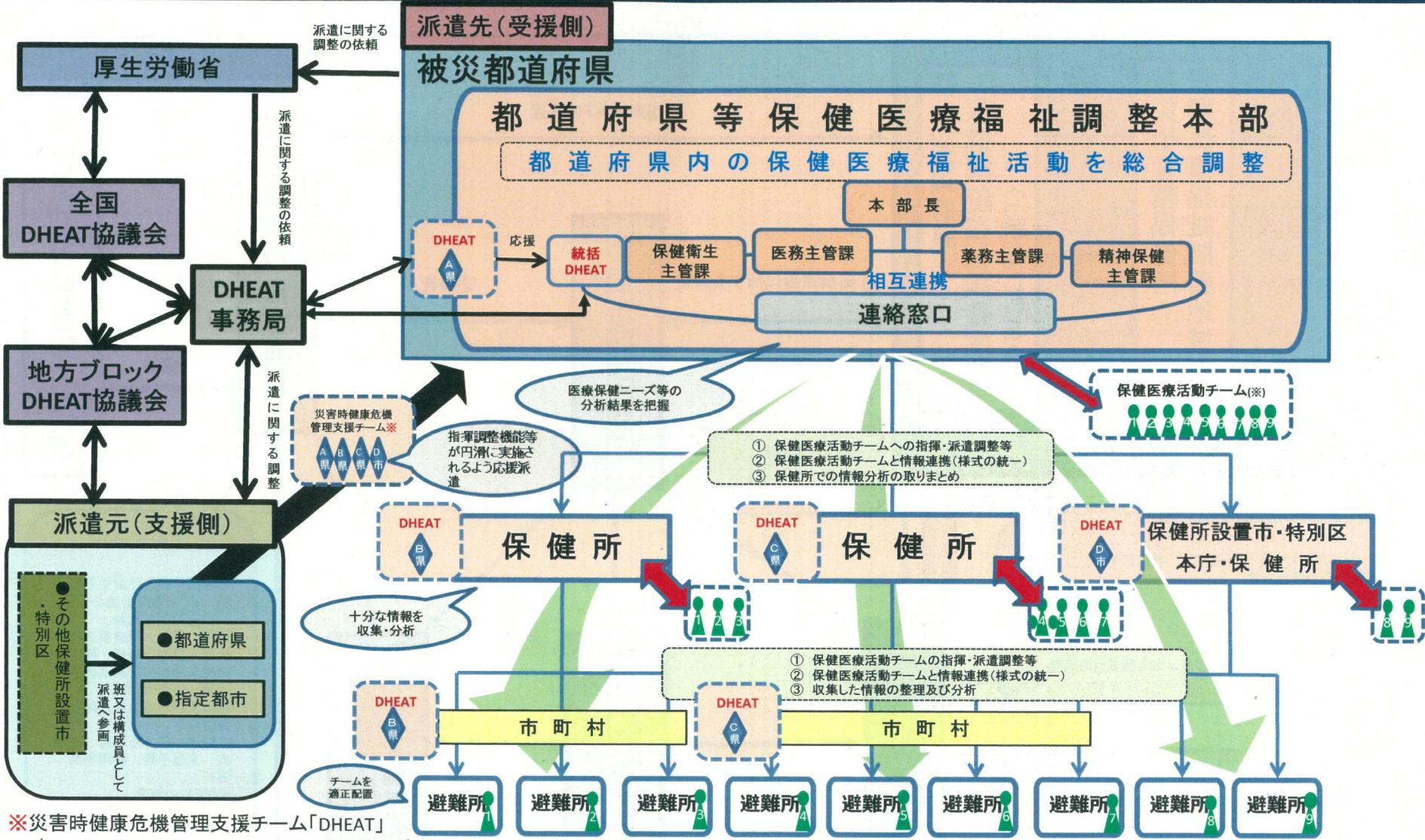
区分	派遣チーム・ルール等	活動の一例	主な関連団体
避難所運営、住家被害認定調査・罹災証明書等	対口支援チーム	避難所運営、住家被害認定調査及び罹災証明書の交付業務等に対するマンパワー支援	総務省、地方三団体、指定都市市長会
災害廃棄物処理マネジメント	災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）	災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援（収集運搬の調整、仮置場管理・運営に関する調整、処理処分に関する調整、災害報告書作成・災害等廃棄物処理事業費補助金申請に関する助言、その他災害廃棄物処理の事務等）	環境省
災害廃棄物処理	災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）	生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に対する作業員・収集車等の派遣 等	環境省・公益社団法人全国都市清掃会議 等
住家被害認定調査	災害時の住家の被害認定業務支援	関係団体との協定等に基づく被災地方公共団体の行う住家被害認定調査等への協力	建築士会、建築家協会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会等
住家被害認定調査	災害時の住家の被害認定業務支援に関する内閣府と独立行政法人都市再生機構協定	被災地方公共団体に対する住家の被害認定業務の内容の説明・実施計画の策定に係る助言、現地調査の実施に係る助言等	独立行政法人 都市再生機構・内閣府
建築物調査	被災建築物応急危険度判定士の派遣（全国被災建築物応急危険度判定協議会）	地震により被災した建築物の応急危険度判定の実施	一般財団法人 日本建築防災協会・国土交通省 等
建築物調査	文教施設応急危険度判定士の派遣	地震により被災した被災文教施設の応急危険度判定の実施	文部科学省
宅地調査	被災宅地危険度判定士の派遣（被災宅地危険度判定連絡協議会）	地震又は大雨等により被災した宅地の危険度判定の実施	国土交通省・都道府県 等
保健医療福祉マネジメント	災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）	被災地方公共団体における健康危機管理部門のマネジメント支援	厚生労働省・DHEAT事務局（日本公衆衛生協会内）
保健医療福祉	災害派遣医療チーム（日本DMAT）	災害拠点病院、一般病院、救助現場、避難所等における傷病者への医療行為	厚生労働省・DMAT事務局（国立病院機構内）
保健医療福祉	災害派遣精神医療チーム（DPAT）	避難所、精神科病院、仮設住宅等における被災者のこころのケア	厚生労働省

災害時における応援派遣の主な仕組み（初動・応急期）

区分	派遣チーム・ルール等	活動の一例	主な関連団体
保健医療福祉	保健師等支援チーム	救護所、自宅、避難所及び仮設住宅等における被災者の健康チェック・健康相談、避難所の衛生対策等	厚生労働省
保健医療福祉	災害派遣福祉チーム (DWAT)	社会福祉施設等関係団体等（民間）の福祉専門職で構成されるDWATチームが福祉避難所等への誘導、災害時要配慮者へのアセスメント、日常生活上の支援、相談支援、一般避難所内の環境整備等	厚生労働省・都道府県等（官民協働による災害福祉支援ネットワーク）
保健医療福祉	日赤災害医療コーディネーターチーム、医療救護班、こころのケア班	救護所、避難所、各都道府県保健医療福祉調整本部、都道府県の日赤支部、医療施設等において医療救護及びこころのケアなどの救護業務を実施	認可法人 日本赤十字社
保健医療福祉	日本医師会災害医療チーム (JMAT)	避難所、救護所での医療や健康管理	公益社団法人 日本医師会
保健医療福祉	災害時感染制御支援チーム (DICT)	感染制御関連の技術支援として、避難所の緊急リスクアセスメント、感染症流行時の特殊な感染対策に関する相談、および実務支援要望への対応	一般社団法人 日本感染症学会
保健医療福祉	一般社団法人 日本災害リハビリテーション支援協会 (JRAT)	避難所での動きやすい居住環境のアドバイスや応急的環境整備、避難所支援物資の適切な選定と設置（段ボールベッド等）、リハビリテーション支援活動 等	一般社団法人 日本災害リハビリテーション支援協会
保健医療福祉	日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT)	避難所での食事に配慮が必要な要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、慢性疾患患者等）に対する個別支援や被災者全体の栄養・食生活の環境整備 等	公益社団法人 日本栄養士会
保健医療福祉	日本災害歯科支援チーム (JDAT)	避難所等での口腔衛生を中心とした歯科保健活動 等	公益社団法人 日本歯科医師会（日本災害歯科保健医療連絡協議会）
保健医療福祉	災害支援ナース	病院等での救急外来等での増大した医療ニーズへの対応や避難所での医療、看護 等	公益社団法人 日本看護協会
外国人支援	災害多言語支援センター	行政機関等が発信する災害情報や、避難所にいる外国人のニーズを選別し必要な情報を多言語に翻訳して外国人に届ける 等	財団法人 自治体国際化協会
ボランティア	全国的な社会福祉協議会職員 の派遣	被災市区町村社協を行う災害ボランティアセンターの活動を支援	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
ボランティア	特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク JVOAD	災害時の被災者支援活動が効果的に行われるよう、地域、分野、セクターを超えた関係者同士の連携の促進及び支援環境の整備等	特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク JVOAD

※上表の他にも、特定非営利活動法人TMAT、特定非営利活動法人AMDA、認定特定非営利活動法人災害人道医療支援会HuMA、特定非営利活動法人ジャパンハート等のNPOや民間企業との協定といった様々な支援の仕組みがある。

災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の活動の枠組み



※災害時健康危機管理支援チーム「DHEAT」
 (Disaster Health Emergency Assistance Team)

(※) (凡例) : 保健医療活動チーム(DMAT, JMAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)

(参考) 地方公共団体における一般行政職員数の状況

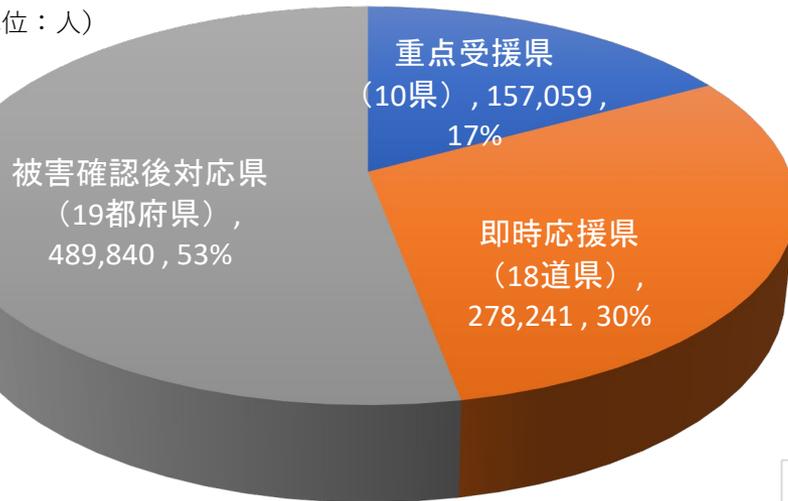
一般行政職員数の状況※

○ 一般行政職員数は、重点受援県が約16万人、即時応援県が約28万人、被害確認後対応県が約49万人。全国の一般行政職員数に占める割合は、重点受援県が17%、即時応援県30%、被害確認後対応県53%。

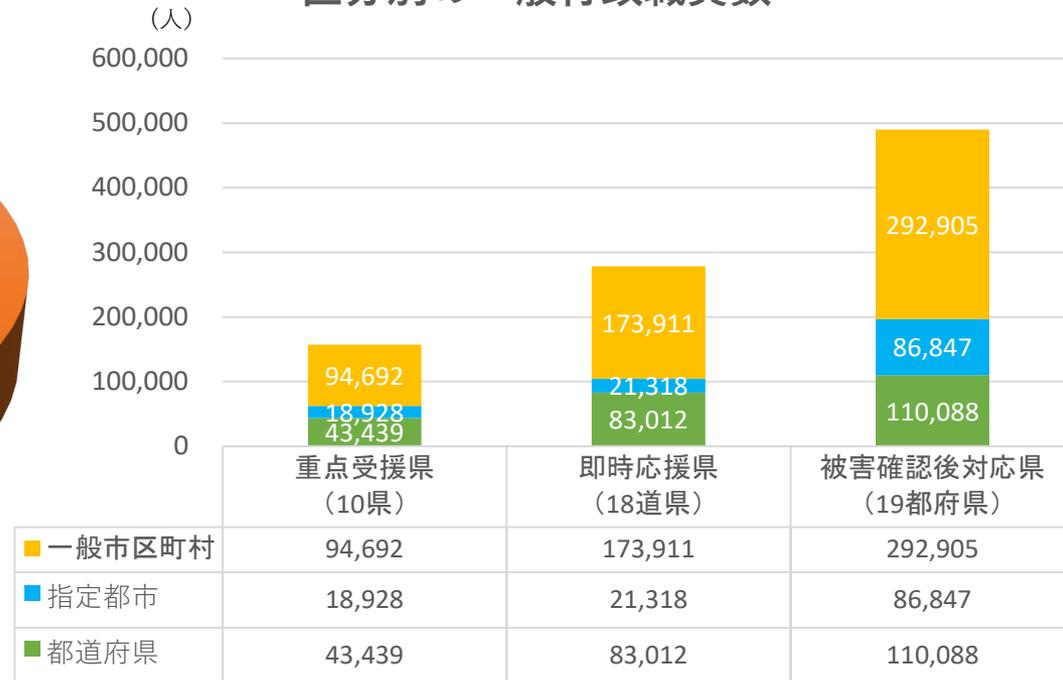
※一般行政職員数は令和4年4月1日時点の地方公共団体定員管理調査結果による。

一般行政職員数（規模）の割合

(単位：人)



区分別の一般行政職員数



重点受援県

▷ 静岡県(静岡市・浜松市),愛知県(名古屋市),三重県,和歌山県,徳島県,香川県,愛媛県,高知県,大分県,宮崎県

即時応援県

▷ 北海道(札幌市),青森県,岩手県,宮城県(仙台市),秋田県,山形県,福島県,栃木県,群馬県,埼玉県(さいたま市),新潟県(新潟市),富山県,石川県,福井県,鳥取県,島根県,佐賀県,長崎県

被害確認後対応県:

▷ 茨城県,千葉県(千葉市),東京都,神奈川県(横浜市・川崎市・相模原市),山梨県,長野県,岐阜県,滋賀県,京都府(京都市),大阪府(大阪市・堺市),兵庫県(神戸市),奈良県,岡山県(岡山市),広島県(広島市),山口県,福岡県(北九州市・福岡市),熊本県(熊本市),鹿児島県,沖縄県

各種応援制度における応援対象業務の確認・整理

「応急対策職員派遣制度」における対象業務(要綱)

- 1 災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、本制度以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。(対口支援)
- 2 被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。(災害マネジメント支援)

市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引きにおける受援対象業務例(内閣府資料)

- (1)災害マネジメント
- (2)避難所運営
- (3)支援物資に係る業務
- (4)災害廃棄物の処理
- (5-1)住家の被害認定調査
- (5-2)罹災証明書の交付
- (6)被災者支援・相談業務

南海トラフ地震の特徴を踏まえた検討の視点

- 南海トラフ地震発生時には大半の地方公共団体が被災するため、即時に応援可能な人的資源に限りがある。
- 
- 特に、発災直後の支援においては、限られた人的資源のなか、他の応援に係る仕組み等の存在も踏まえ、対象業務の緊急性の程度を判断し支援を行う必要があるのではないか。

南海トラフ地震アクションプランにおける対象業務(案)

1 災害マネジメント支援

被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援する。

2 避難所運営・住家被害認定調査等支援

災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び住家の被害認定調査・罹災証明書の交付業務を中心に支援する。

また、避難所運営の衛生管理等の観点から、応急対策職員派遣制度以外の仕組み等と必要な連携を図る。

3 その他の業務支援

上記1及び2以外の支援であって、応急対策職員派遣制度以外の仕組み等において対象としていない業務についても、業務の緊急性に応じて支援に努める。

過去の災害時におけるその他支援業務の例

(専門職種の業務や他の応援派遣の仕組みがある支援業務を除く)

- 義援金・災害弔慰金・被災者生活再建支援金等の業務
- 広報活動 等